平成２５年（フ）第４５６号
埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸６丁目６番９号
債務者　關谷　美香
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４９９号
埼玉県吉川市木売１丁目９番地８　Ｂｌａｎｃｈｅ　Ｎｅｉｇｅ403
債務者　阿部　　隆
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５００号
埼玉県吉川市木売１丁目９番地８　Ｂｌａｎｃｈｅ　Ｎｅｉｇｅ403
債務者　阿部　重子
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５０９号
埼玉県北葛飾郡杉戸町清地５丁目23番28号
債務者　野口　寛記
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５１３号
埼玉県春日部市小渕493番地１　春日部小渕団地１棟403号
債務者　森　　勝次
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５２２号
埼玉県越谷市弥栄町３丁目43番地６、旧住所埼玉県越谷市弥栄町１丁目105番地240
債務者　降矢　知子
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５３９号
埼玉県入間市大字野田706番地
債務者　永田　篤志
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５３３号
埼玉県入間郡三芳町大字北永井867番地12
債務者　田澤千枝子
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第６０２号
埼玉県所沢市緑町１丁目６番19―601号
債務者　加藤　聖子
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３８２号
神奈川県座間市南栗原３丁目11番11号　ベイサイドハイツＢ202号
債務者　野上　ゆり
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２３７号
岡山県倉敷市東塚１－３―25、住民票上の住所岡山県倉敷市北畝５丁目11番16号
債務者　三宅　　忍（旧姓山﨑）
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第３０号
宮城県登米市登米町小島木戸崎99番地
債務者　二階堂末雄
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２５年（フ）第３１号
宮城県登米市登米町小島木戸崎99番地
債務者　二階堂道悦
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２５年（フ）第６５号
宮城県石巻市大街道西１丁目３番13号、前住所宮城県東松島市大曲字貝田66番地５
債務者　高橋　忠夫
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２５年（フ）第３３４号
函館市本通２丁目18番１号
債務者　小椋　一男
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３４７号
函館市美原１丁目41番６―301号　コーポサンファミリー
債務者　山田　　要
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３５７号
函館市昭和２丁目１番28号
債務者　山本　節子
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
函館地方裁判所